

平成30年4月1日開始

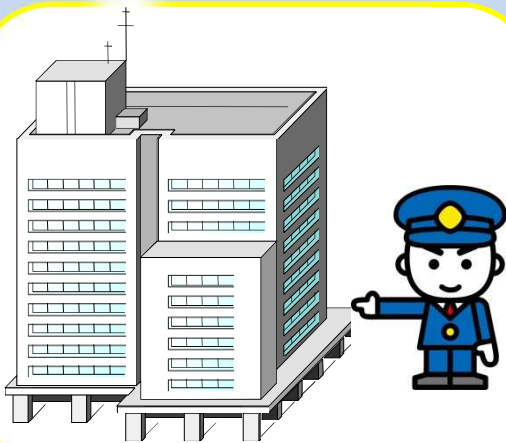
違反対象物の公表制度

**重大な消防法令違反の建物を
ホームページに公表します！！**

公表対象となる建物は？

- ・劇場、映画館、飲食店、物販店舗、ホテルなどの不特定多数の人が利用する建物
- ・病院、社会福祉施設などの1人で避難することが困難な人が利用する建物

立入検査の実施



立入検査結果の通知

「立入検査結果通知書」の交付

- ①屋内消火栓設備
 - ②スプリンクラー設備
 - ③自動火災報知設備
- の未設置

上記①～③いずれかの設置義務違反がある建物

公表の事前通知

「公表通知書」の交付

- ①公表内容
- ②公表の方法
- ③公表予定日

上記①～③の内容を公表予定日の7日前までに通知

公 表

立入検査結果通知書の交付から14日以上経過した日において、なお同一違反が認められる場合

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容

を公表します。